

箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための緊急輸送道路として機能を確保し、もって地震に強いまちづくりを推進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（以下「通行障害建築物」という。）の耐震改修に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、箱根町補助金等交付規則（平成16年箱根町規則第8号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急輸送道路 箱根町耐震改修促進計画において、緊急輸送道路として位置づけられた国道1号（箱根新道及び小田原箱根道路を除く。）、国道138号及び県道75号をいう。
- (2) 耐震診断 耐震診断士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士であって、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習を修了した者又は国土交通大臣が定める者をいう。）が実施する法第2条第1項に規定する耐震診断であって、法第15条第1項に規定する技術指針事項に適合したものをいう。
- (3) 耐震改修設計 耐震診断士が行う耐震改修の設計で、法第4条第1項の基本方針に基づき行うものをいう。
- (4) 耐震改修工事 法第2条第2項に規定する耐震改修で、法第4条第1項の基本方針に基づき行うものをいう。
- (5) 耐震改修費 耐震改修工事に係る経費をいう。
- (6) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会をいう。

(対象建築物)

第3条 補助の対象とする通行障害建築物は、次の各号のすべてに該当するもの(国、地方公共団体が所有するものを除く。)とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法(昭和25年法律201号)第6条第1項の規定による建築確認を受けて着工された建築物であること。
- (2) 建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、当該緊急輸送道路の幅員が次に掲げる場合に応じ、それぞれ定める距離を加えたものを超える建築物であること。
 - ア 12メートル以下の場合 6メートル
 - イ 12メートルを超える場合 緊急輸送道路の幅員の2分の1に相当する距離
- (3) 建築基準法等の法令に違反していないこと。
- (4) 耐震診断の結果、倒壊する危険性があると判断されたもの
- (5) 耐震改修設計を実施し、またその内容について、耐震判定委員会による判定を受けているもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 対象建築物の所有者等であること。
- (2) 町税等を滞納していないこと。
- (3) 個人にあつては、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (4) 法人にあつては、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)でなく、かつ、代表者又は役員が暴力団員でないこと。
- (5) この要綱により既に補助金の交付を受けていないこと。

(補助金額)

第5条 補助金の金額は、耐震改修費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の2分の1以内の額とし、建築物1棟につき、1,000万円を限度とする。

2 前項における耐震改修費の基本単価は、21,000円/m²を限度とする。

- 3 建替えを行う場合は、耐震改修費補助金相当分とする。
- 4 第1項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、補助金の交付は、当該年度に定められた予算の範囲内とする。

(事前相談)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、所有する建築物が当該補助金の対象となるか否かを、箱根町緊急輸送道路沿道建築物事前相談書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に事前相談しなければならない。

- (1) 図面
 - (2) 公図
 - (3) 建築物の所有権を証明する書類
 - (4) 建築年月日を証明する書類
 - (5) 現況写真
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定は、当該建築物が箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断費補助金交付要綱第7条または箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震設計費補助金交付要綱第7条の規定により、既に対象の建築物とされているときは省略することができる。

(事前相談の回答)

第7条 町長は、前条の規定により事前相談があったときは、内容を審査の上、その適否を決定し、箱根町緊急輸送道路沿道建築物事前相談回答書（第2号様式）により、相談者に通知するものとする。

(事業全体計画承認の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、当該事業が複数年度となるときは、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修費補助金事業全体計画承認申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事前相談の回答書の写し
 - (2) 耐震改修費の見積書の写し
 - (3) 事業全体計画工程表
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項第2号の書類は、3者以上の見積書を徴収するものとする。

(事業全体計画承認の決定)

第9条 町長は、前条の規定により事業全体計画承認の申請があったときは、内容を審査の上、その適否を決定し、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修費補助金事業全体計画承認決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により承認の決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業全体計画変更承認の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、承認内容に変更が生じたときは、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修費補助金事業全体計画変更承認申請書（第5号様式）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(事業全体計画変更承認の決定)

第11条 町長は、前条の規定により事業全体計画変更承認の申請があったときは、内容を審査の上、その適否を決定し、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修費補助金事業全体計画変更承認決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修費補助金交付申請書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事前相談の回答書の写し
- (2) 役員等氏名一覧表（第8号様式、所有者が法人又は団体の場合）
- (3) 組合同約及び当該申請に係る総会議事録等の写し（区分所有の団体又は管理者の場合）
- (4) 建築物の所有権を証明する書類
- (5) 建築年月日を証明する書類
- (6) 図面
- (7) 現況写真
- (8) 耐震診断結果の写し
- (9) 耐震改修設計書の写し

- (10) 耐震判定委員会による評価書の写し
- (11) 耐震改修費の見積書の写し
- (12) 登録資格者講習の修了証の写し又は国土交通大臣が定めた者であることを証明できる書類の写し
- (13) 工事工程表
- (14) その他町長が必要と認める書類

2 前項第11号の書類は、3者以上の見積書を徴収するものとする。

(県警本部への確認)

第13条 町長は、必要に応じて申請者又は次条の交付決定を受けた者が、第4条第3号又は第4号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付の決定)

第14条 町長は、第12条の規定により補助金の交付申請があったときは、内容を審査の上、その適否を決定し、交付するときは箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修費補助金交付決定通知書（第9号様式）により、交付しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(着手)

第15条 箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修費補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前条第1項の通知を受けた後速やかに当該交付決定に係る耐震改修（以下「補助対象耐震改修」という。）に着手しなければならない。

2 補助対象者は、補助対象耐震改修に着手したときは、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修着手届（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

(中間検査)

第16条 町長は、必要に応じて工程を指定し、現地調査等の中間検査を実施することができる。補助対象者は、指定された工程において、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修費補助金中間検査申請書（第11号様式）に次に掲げ

る書類を添えて町長に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 工程箇所の設計書類
 - (2) 施工写真
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- (交付内容変更等の申請)

第17条 補助対象者は、申請内容に変更が生じたとき又は申請を取り下げるときは、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修費補助金交付決定（変更・取下げ）申請書（第12号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付内容変更等の決定)

第18条 町長は、前条の規定により交付内容変更等の申請があったときは、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修費補助金交付決定（変更・取消）通知書（第13号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、補助対象者が、補助金交付に当たり付した条件若しくはこの要綱の規定に反したとき、又は虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けたときは、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修費補助金交付決定（変更・取消）通知書により、交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

(完了日変更の報告)

第19条 補助対象者は、完了予定日までに補助対象耐震改修を完了することが困難と見込まれるときは、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修完了日変更報告書（第14号様式）を町長に提出しなければならない。

(結果報告)

第20条 補助対象者は、補助対象耐震改修の終了後、速やかに箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修結果報告書（第15号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事の結果
- (2) 耐震改修設計書の写し
- (3) 施工写真
- (4) 耐震改修費に係る請負契約書の写し
- (5) 耐震改修費に係る領収証の写し
- (6) 耐震判定委員会による評価書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第21条 町長は、前条の規定による結果報告があったときは、その内容を精査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付決定の内容に相当であると認めたときは、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修費補助金確定通知書（第16号様式）により、補助対象者に補助金額の確定を通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第22条 前条の規定により通知を受けた補助対象者は、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修費補助金交付請求書（第17号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求があったときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第23条 次の各号のいずれかに該当するとき、町長は、補助対象者に対して補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 要綱の規定に反した場合

(2) 虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けた場合

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。